

九州電力のCAPシステムにおける業務プロセスの適用イメージ

電事連資料「品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）」（詳細は「参考」参照）のうち、「CAPシステムにおける品証技術基準の適用イメージ」における当社品質マネジメントシステムに基づく規定文書との関係を以下の図に示すとともに、規定文書に定める各プロセスの概要を、「表-1：九州電力におけるCAPプロセスに係る規定文書とその内容（概要）」について示す。

図-1：九州電力におけるCAPプロセスのイメージ

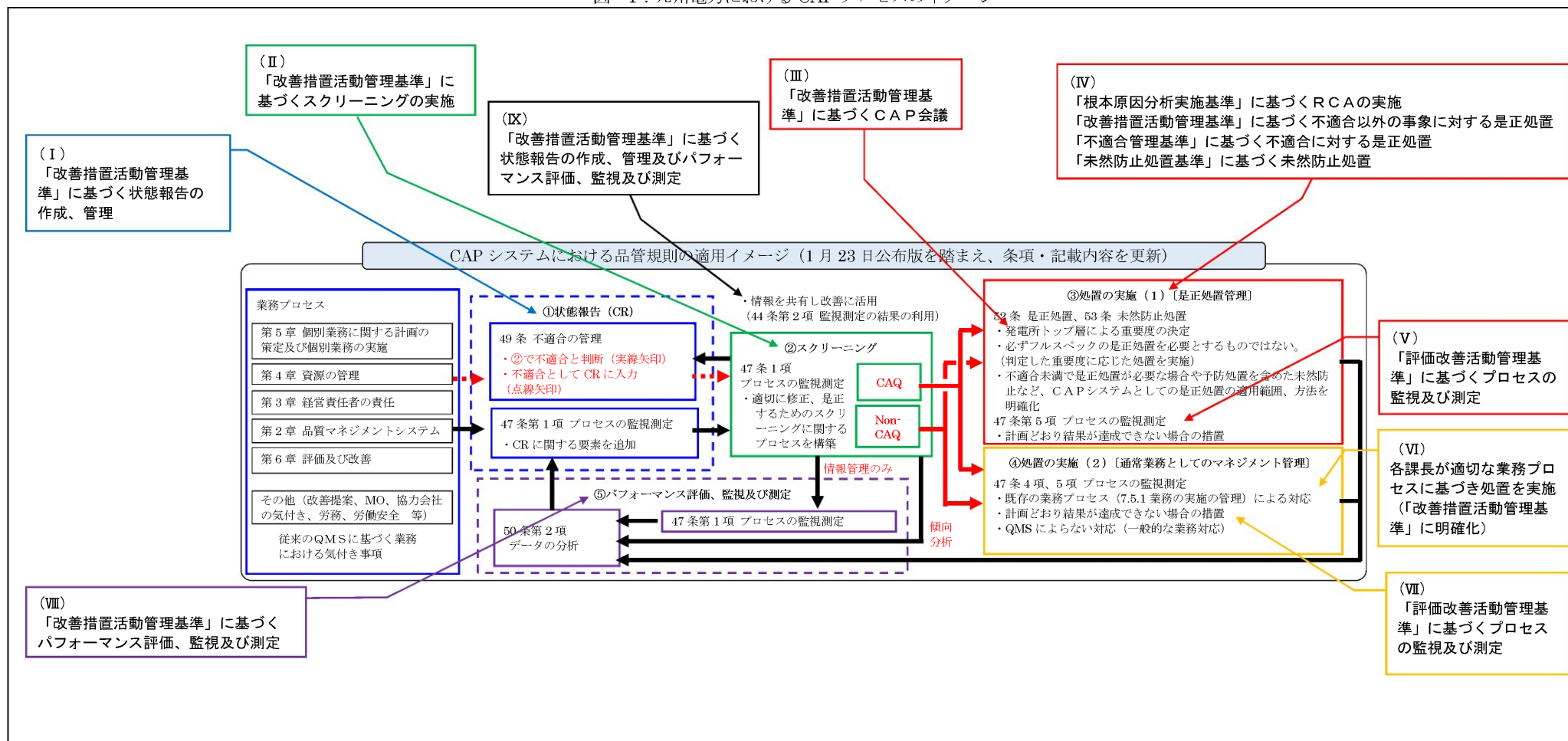


表-1：九州電力におけるCAPプロセスに係る規定文書とその内容（概要）について

規定文書名	プロセス（抜粋）	図-1 とのリンク	備考					
<p>改善措置活動管理基準</p>	<p>1.4 用語の定義 (1)状態報告 (CR : Condition Report) 発電所組織（協会社を含む）の要員が発見した設備面、運用面及びその他における本来あるべき状態とは異なる状態、本来実施すべき行動から外れた行動や結果、気付いた問題、現状問題はないが安心・安全を向上させるための改善の提案や、未然防止のための予防処置情報等（以下、「気付き事項」という。）の情報で紙面に記載またはデータベース等に入力されたもの。</p> <p>2 改善措置活動 改善措置活動の概要を図1「改善措置活動のフロー」に示す。</p>	<p>(I)</p> <p>(I) ~ (IX)</p>	<p>「予防処置」は保安規定認可に合わせて「未然防止処置」へ変更（以下、同じ。）</p>					
<p>2.1 状態報告の作成、管理</p>	<p>発電所組織の要員は、気付き事項を状態報告として、安全品質保証統括室長に報告する。 各課長は、気付き事項に対して、処置の必要があると判断した場合には、処置を優先して実施し、処置後に状態報告を行う。</p>	<p>(I)</p>						
<p>2.2 スクリーニングの実施</p> <p>スクリーニングは、安全品質保証統括室長が整理した状態報告の内容に対して、プレスクリーニングチームがプレスクリーニングを行い、CAP会議がその妥当性を確認することによって実施する。</p> <p>2.2.1 プレスクリーニングチームの設置</p> <p>各課長は、各分野（運転管理、技術関係事項、燃料管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、化学管理、原子力防災、品質保証、核物質防護、教育・訓練、労災・労務管理）の力量を有する者を選出する。 安全品質保証統括室長は、各課長が選出した者からプレスクリーニングチームを編成する。</p> <p>2.2.1 プレスクリーニングの実施</p> <p>安全品質保証統括室長は、原則毎日（休日、祝日を除く）、状態報告のデータの整理を行い、プレスクリーニングチームにプレスクリーニングを依頼する。依頼を受けたプレスクリーニングチームは、以下のとおり、プレスクリーニングを行う。</p> <p>(1) CAQ、Non-CAQの分類</p> <p>以下を考慮して状態報告をCAQ、Non-CAQに振り分ける。また、CAQは、原子力安全のパフォーマンスへの影響の程度に応じて、3区分（影響度：高・中・低）に分ける。</p> <table border="1" data-bbox="371 1209 1480 1461"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>考慮する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CAQ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「根本原因分析実施基準」に基づくRCA対象事象 「不適合管理基準」の「別表-1 不適合となる事象と分類」に該当する不適合 本基準「3 不適合以外の事象に対する是正処置」に該当する事象 「予防処置基準」の「予防処置情報対策検討票（様式1）」に基づき、処置を要する事象 </td> </tr> <tr> <td>Non-CAQ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> CAQ以外の事象 </td> </tr> </tbody> </table>	分類	考慮する事項	CAQ	<ul style="list-style-type: none"> 「根本原因分析実施基準」に基づくRCA対象事象 「不適合管理基準」の「別表-1 不適合となる事象と分類」に該当する不適合 本基準「3 不適合以外の事象に対する是正処置」に該当する事象 「予防処置基準」の「予防処置情報対策検討票（様式1）」に基づき、処置を要する事象 	Non-CAQ	<ul style="list-style-type: none"> CAQ以外の事象 	<p>(II)</p>	<p>「保守管理」は保安規定認可に合わせて「施設管理」へ変更</p>
分類	考慮する事項							
CAQ	<ul style="list-style-type: none"> 「根本原因分析実施基準」に基づくRCA対象事象 「不適合管理基準」の「別表-1 不適合となる事象と分類」に該当する不適合 本基準「3 不適合以外の事象に対する是正処置」に該当する事象 「予防処置基準」の「予防処置情報対策検討票（様式1）」に基づき、処置を要する事象 							
Non-CAQ	<ul style="list-style-type: none"> CAQ以外の事象 							

規定文書名	プロセス（抜粋）	図・1 とのリンク	備考																	
改善措置活動管理基準 （続き）	<p>(2) 処置方法の振り分け 上記の結果をもとに、CAQ/Non-CAQに応じて、以下の処置方法に振り分ける。</p> <table border="1" data-bbox="371 197 1480 472"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>処置方法</th> <th>処置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">CAQ</td> <td>(1)根本原因分析</td> <td>「根本原因分析実施基準」</td> </tr> <tr> <td>(2)是正処置</td> <td>「不適合管理基準」 「改善措置活動管理基準」</td> </tr> <tr> <td>(3)予防処置（処置を要する事象）</td> <td>「予防処置基準」</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Non-CAQ</td> <td>(1)修正</td> <td rowspan="4">各課長が適切な業務プロセスに基づき処置を実施</td> </tr> <tr> <td>(2)改善</td> </tr> <tr> <td>(3)様子見</td> </tr> <tr> <td>(4)対応不要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 処置担当の割当て 処置を担当する課を割り当てる。</p>	分類	処置方法	処置基準	CAQ	(1)根本原因分析	「根本原因分析実施基準」	(2)是正処置	「不適合管理基準」 「改善措置活動管理基準」	(3)予防処置（処置を要する事象）	「予防処置基準」	Non-CAQ	(1)修正	各課長が適切な業務プロセスに基づき処置を実施	(2)改善	(3)様子見	(4)対応不要	—		
分類	処置方法	処置基準																		
CAQ	(1)根本原因分析	「根本原因分析実施基準」																		
	(2)是正処置	「不適合管理基準」 「改善措置活動管理基準」																		
	(3)予防処置（処置を要する事象）	「予防処置基準」																		
Non-CAQ	(1)修正	各課長が適切な業務プロセスに基づき処置を実施																		
	(2)改善																			
	(3)様子見																			
	(4)対応不要		—																	
	<p>2.2.3 CAP会議</p> <p>(1) 審議事項 CAP会議では、次の事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プレスクリーニング結果の妥当性（スクリーニング） ・ 是正処置の要否判断の妥当性 ・ 予防処置の検討結果の妥当性 ・ その他議長が必要と認めた事項 <p>(2) 確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状態報告の処理状況 ・ 改善措置活動の実施状況のレビュー結果 ・ 是正処置結果 <p>(3) 構成 CAP会議の委員構成は、次のとおりとする。</p> <p>[議長] 安全品質保証統括室長</p> <p>[委員] 原子炉主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術次長、事務次長、担当次長（保全計画、防災、土木建築）、安全品質保証統括室副室長、技術課長、保修課長、発電課長、安全管理課長、総務課長、防災課長、防護管理課長、土木建築課長、原子力訓練センター所長、その他議長が指名した者</p> <p>(4) CAP会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長は、原則として週1回、CAP会議を招集する。 ・ 議長は、必要がある場合、構成委員以外の出席を求め、その意見を聴取することができる。 ・ CAP会議は、議長及び過半数以上の委員の出席がなければ成立しないものとする。 ・ 委員は、審議事項に対して、様々な視点で組織横断的に審議を行う。 ・ 議長は、審議または確認の結果、対応が必要と判断された場合は、処置担当の課長にその対応を指示する。 	(III)																		
	<p>2.3 処置の実施 2.3.1 CAQの処置 各課長は、スクリーニングで割り振られた以下の処置を実施する。</p> <p>(1) 根本原因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「根本原因分析実施基準」に基づく処置の実施 ・ 不適合の場合は、「不適合管理基準」に基づく処置も合わせて実施 <p>(2) 是正処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適合については、「不適合管理基準」に基づく処置の実施 ・ 不適合以外については、「3 不適合以外の事象に対する是正処置」に基づく処置の実施 <p>(3) 予防処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「予防処置基準」に基づく処置の実施 	(IV)																		

規定文書名	プロセス（抜粋）	図・1 とのリンク	備考
改善措置活動管理基準 （続き）	2.3.2 Non-CAQの処置 各課長は、スクリーニングで割り振られた処置方法で適切な業務プロセスに基づき処置する。	(VI)	
	2.4 パフォーマンス評価、監視及び測定（パフォーマンスモニタリング） 安全品質保証統括室長は、状態報告の処理状況を適宜確認し、確認結果をCAP会議に報告する。 安全品質保証統括室長は、原則として6か月に1回、分類した状態報告に対して、状態報告の評価（CAQ、Non-CAQに関わらず、類似事項に係る情報を抽出し、類似性、頻発性の観点などから分析し、必要に応じて当該類似事象に共通する原因を明確にし処置するための評価）を行い、その結果をCAP会議にて審議し、所長の承認を得る。 また、状態報告の評価の結果、不適合以外の事象で、事象の再発又は不適合の発生を防止する処置を必要とする事象などの問題を特定した場合は、状態報告を行う。 安全品質保証統括室長は、原則として6か月に1回、改善措置活動の実施状況のレビューを行い、改善措置活動全体が適切に運用されていることを確認し、所長及びCAP会議に報告する。	(VIII)	
不適合管理基準	3.運用管理要領 不適合が発生した場合は、各課長は次項以降の要領で管理を行う。 また、軽微な不適合については、設備の機能・性能、又は業務の実施に影響しないものであることから、是正不要なものとして「改善措置活動管理要領」に基づき管理を行う。 3.2 報告、処置 各課長は、次の要領で、不適合の内容及び処置を明確にするとともに、不適合の再発を防止するために、不適合の内容及び、関係箇所と協議を行い、速やかに不適合の原因を除去する処置（是正処置）を「別表-2 不適合の処理区分」に従い、以下の要領で行う。	(IV)	
根本原因分析実施基準	3.1.1 RCA対象事象 分析の対象となる事象はRCA対象事象に示すとおりであり、「3.1.3 分析対象の決定」により分析対象を決定する。 ①原子力安全に重大な影響を及ぼす事象（「不適合となる事象と分類」（玄海/川内原子力発電所「不適合管理基準」）の分類番号「設1」、「運1」又は「外1」、ただし、保安規定に定める運転上の制限の逸脱のみに該当する事象を除く） ②社長、各部署所長又はRCA推進会議が必要と判断した事象（気付き） ③「3.2 集積RCAのための情報収集及び分析」において、RCAの実施が必要と判断した事象	(IV)	
評価改善活動管理基準	3.1 業務計画等によるプロセスの監視及び測定 (1)プロセスの監視及び測定項目の設定 各課長は、安全品質保証統括室長の指示に基づき、当該年度分の品質マネジメントシステムに関するプロセス（運営管理活動、資源の運用管理、評価及び改善に関するプロセス）及び保安活動に関するプロセス（業務の計画及び実施に関するプロセス）を監視及び測定するために、項目、内容、時期等を記載した「プロセスの監視及び測定項目（業務計画表）（様式4）」を策定し、安全品質保証統括室長へ提出する。また、年度途中においてプロセスの監視及び測定項目の見直しの必要があった場合は、都度、「プロセスの監視及び測定項目（業務計画表）（様式4）」の更新を実施する。 (2)プロセスの監視及び測定項目の評価 また、各課長は、プロセスの監視及び測定項目の評価の結果、改善の必要が認められる場合には、必要な処置（「改善措置活動管理基準」に基づく処置を含む。）を行う。	(V) (VII)	
	4.5 改善措置活動 各課長は、「改善措置活動管理基準」に基づく改善措置活動に係る記録を作成する。		
	5.2 データの分析 安全品質保証統括室長は、収集したデータを整理するとともに、データの分析として以下の事項に関する評価を実施し、「データ分析結果報告書（様式11）」を作成する。 (3)是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子力施設の特性及び傾向 プロセス（保安活動）及び原子力施設（設備）の特性と傾向を把握し、法令・規制要求事項、民間基準の要求事項は満足しているが、是正処置を実施することが望まれる事項を抽出するために、「4.3 プロセスの監視及び測定」に示す記録、「4.4 検査」に示す記録、「4.5 改善措置活動」に示す記録、「4.6 不適合管理及び是正処置」に示す記録、「4.7 予防処置（未然防止処置）」に示す記録、「4.8 根本原因分析」に示す記録、その他安全品質保証統括室長が適切であると判断する情報を基に評価する。	(VIII)	

品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）

